

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付（移送費）を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月、A県B市所在の会社Cに雇用され、トラック運転手として勤務していたところ、同年〇月〇日、荷卸先の駐車場でパワーゲートを用いての荷下ろし作業中、カゴ台車と共に当該パワーゲートから転落し負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、D病院に緊急搬送された後、E病院に転医し「第一腰椎破裂骨折、せき髄損傷」と診断され、入院加療した。その後、同年〇月〇日、F病院に転医し「せき髄損傷、神経因性膀胱等」と診断され、入院加療した後、同年〇月〇日、G病院に転医し療養を続けた。

請求人は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日にかけてG病院に通院し、監督署長に療養補償給付（移送費）を請求したところ、監督署長は、移送費の支給基準に該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日

までの期間における自宅からG病院までの通院費（移送費）を監督署長に請求したが、監督署長は、同年〇月〇日付けで不支給決定処分をし、審査官も、平成〇年〇月〇日付けで審査請求棄却の決定をしている。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人の療養補償給付（移送費）について、これを支給しないとされた監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）労災保険法第13条第2項第6号所定の「移送」として療養上相当と認められる療養の範囲について、厚生労働省労働基準局長は、「移送の取扱いについて」（昭和37年9月18日付け基発第951号。平成20年10月30日付け基発第1030001号により一部改正。以下「通達」という。）を發出しており、当審査会としてもこれを妥当なものとする。

（2）そこで、本件について、通達に基づいて検討したが、決定書理由第2の2の（2）に説示するとおり、請求人が居住するA県H町から車での通院が可能な請求人の傷病の診療に適すると考えられる労災指定医療機関が複数存在することが認められ、I市内に所在するG病院が上記の通達の定める要件を満たさないことは明らかである。

請求人は、仙腸関節障害の治療のためにI市内のJ病院に行く必要があること、自宅近くの地方の病院の駐車場は、車椅子を使用する患者にとって非常に使いにくい状況にあることなどを主張するが、当審査会としては、これらの事情は、上記の通達の例外を認める事情ということとはできないものであり、上記判断を左右するものではないと判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人の通院に係る移送費の請求については、支給要件を満たさず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付（移送費）を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。